

議案第10号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年杉並区条例第6号）の一部
を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの条例による改正前の杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

取締・指導等業務手当及び放射線業務手当を廃止する必要がある。

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>取締・指導等業務手当</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>放射線業務手当</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p><u>(取締・指導等業務手当)</u></p> <p>第4条 <u>取締・指導等業務手当は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく違反建築取締業務、放置自転車の撤去に伴う指導業務又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）その他の法令に基づく公害の取締業務に伴う実査に従事した職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき290円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p> <p>(福祉事務所等業務手当)</p> <p>第5条 略</p>
<p>(福祉事務所等業務手当)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(福祉事務所等業務手当)</p> <p>第5条 略</p>

(防疫等業務手当)

第5条 略

(有害薬物取扱手当)

第6条 略

(清掃業務手当)

第7条 略

(支給方法)

第8条 略

(特別区人事委員会への報告)

第9条 略

(委任)

第10条 略

(防疫等業務手当)

第6条 略

(放射線業務手当)

第7条 放射線業務手当は、保健所及び保健センターに勤務する職員が、エックス線操作に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において、規則で定める。

(有害薬物取扱手当)

第8条 略

(清掃業務手当)

第9条 略

(支給方法)

第10条 略

(特別区人事委員会への報告)

第11条 略

(委任)

第12条 略